

別記様式第1号（第4条関係）

木津川市子ども・子育て会議 開催結果要旨

会 議 名	令和4年度第1回木津川市子ども・子育て会議		
日 時	令和4年8月26日（金） 午後2時00分～午後3時30分	場所	木津川市役所 第2北別館2階会議室
出 席 者	委 員	16人	
	その他出席者	なし	傍聴人の数 0人
	庶 務	こども宝課	■公開 □非公開 □一部非公開
議 題	<p>1 開会</p> <p>2 会長の選出</p> <p>3 会長あいさつ</p> <p>4 議事</p> <p>（1）木津川市子ども・子育て支援事業計画に係る進行管理について【資料1】【別表1】【別表2】</p> <p>（2）いづみ・やましろ保育園の認定こども園化について【資料2】</p> <p>（3）木津川市公立幼稚園再編実施計画について（報告）【資料3】</p> <p>（4）令和5年度木津川市保育施設利用調整基準点表の改正について（案）【資料4】【資料4-2】</p> <p>（5）その他</p> <p>5 閉会</p>		
会議結果要旨	<p>1 開会</p> <p>2 会長の選出について</p> <p>子ども・子育て会議条例第5条第1項の規定により会議に諮り、安藤委員を会長として選出。</p> <p>3 会長あいさつ</p> <p>皆様方のお力添えをもらいながら、この会議を進めて参りたい。</p> <p>本日の会議録の署名委員については、野村委員を指名させていただく。</p> <p>4 議事</p> <p>（1）木津川市子ども・子育て支援事業計画に係る進行管理について、資料1、別表1、別表2に基づき説明。</p> <p>（2）いづみ・やましろ保育園の認定こども園化について、資料2に基づき説明。</p> <p>（3）木津川市公立幼稚園再編実施計画について、資料3に基づき報告。</p>		

	<p>(4) 令和5年度木津川市保育施設利用調整基準点表の改正(案)について、資料4、資料4-2に基づき説明。</p> <p>(5) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭庁と関係3法について、資料に基づき説明。 ・保育所等における新型コロナウイルスによる休園状況について、資料に基づき報告。 <p>5 閉会</p>
<p>会議経過要旨</p>	<p>1 開会</p> <p>事務局より、司会進行・開会。市長あいさつ及び各委員紹介は、新型コロナウイルス感染症対策により短時間での会議を執り行うため、割愛させていただき旨のお詫びと、会議成立要件定足数の報告。</p> <p>子ども・子育て会議は、地方自治法、木津川市子ども・子育て会議条例を設置根拠として設置される市の附属機関である旨等説明。</p> <p>2 会長の選出について</p> <p>子ども・子育て会議条例第5条第1項の規定により会議に諮り、安藤委員を会長として選出。</p> <p>3 会長あいさつ</p> <p>皆様方のお力添えをもらいながら、この会議の目的を達成していきたい。コロナ渦でもあるためスピーディーに進めていきたいと思うのでよろしくお願ひしたい。なお、署名委員は出席委員の中から指名させていただくことになっているため、本日の会議録の署名委員については、野村委員を指名させていただく。</p> <p>4 議事</p> <p>主な意見・質疑等はつぎのとおり (○：質疑・意見 ⇒：質疑に対する返答)</p> <p>(1) 木津川市子ども・子育て支援事業計画に係る進行管理について 【資料1】【別表1】【別表2】 〈資料1〉〈別表1〉〈別表2〉に基づいて説明。</p> <p>【質問・意見】 ○別表2の「子育て短期支援事業」や「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)」について、令和3年度実績が令和6年度見込を大幅に上回っているのはなぜか。 ⇒計画の見込み量を上回っているのは、例えばファミリー・サポート・センター事業については、令和2年度は432件となっており、令和2年度より令和3年度を比較すると会員数が伸びていることもある。</p>

令和2年度は新型コロナウイルスが未知のウイルスであったことから、利用実績が伸び悩んでいた。令和3年度については、感染対策をしながら実施したことから伸びたと考えている。

なお、計画見込量については、この2事業に限らず令和4年度が中間見直しの年度となっている。令和2年度、令和3年度実績から令和5年度、令和6年度の見込み量を必要に応じて見直す作業をすることとしている。

(2) いづみ・やましる保育園の認定こども園化について【資料2】
〈資料2〉に基づいて説明。

【質問・意見】

○資料5ページの保護者説明会は、在園の方のみ対象か。

⇒この保護者説明会とは、いづみ・やましるの2園に在園する保護者を対象としている。保育所から認定こども園になることで、どう変わるのかを在園の保護者の方に説明するためのもので、新入園児に対しては、入園申し込み手続きの時に資料を用いて説明を行う。

○2ページの図を見ると、幼稚園は幼児教育をするが、保育所は幼児教育をしないとなっている。文科省は「教育」はするが、後のことはこども家庭庁としているため、こども家庭庁では「教育」の話が出てこない。教育・保育を一体化しようとする国としてはまとめているが一体化しておらず、地方自治体で一体化しようとしていることが気になっている。教育・保育は一体であり、幼稚園、保育園に行つてようと子どもには変わらない。

(3) 木津川市公立幼稚園再編実施計画について(報告)【資料3】
〈資料3〉に基づいて報告。

【質問・意見】

○園児数が少なくなっているが、通園バスの数は何台運行しているのか。以前は3台だったが、今は4台あるように思う。バスの利用数は減っているが、今まで長いバスルートを時間をかけて走らせていたが、そういうことを考えて増やしていただいているのかなと思っていた。

2点目は、木津幼稚園の3歳児を3クラス60人に増やすとなっているが、通園バスを走らせると送迎面で喜ばれるが、何かあったら幼稚園に来る機会が多い保護者にとって、木津幼稚園の施設自体は広いが距離があるので、相楽幼稚園の3歳児を増やすほうが保護者の利便性を考えたら良いのではないかと。相楽幼稚園3歳児は1クラスしかな

く、抽選になるので避けたといった声も聞いたので、2クラスになれば良いのではと思う。どういう経緯で木津幼稚園の3歳児クラスを増やす案となったのか。

3点目に、高の原幼稚園の新規募集は無しとなったが、4・5歳児は転入などで入園希望があると思うが、どう対応されるのか。

⇒まず1点目、通園バスについては4台で走らせている。約180～190名利用いただけるが、令和4年度は3園で110名ほどが利用している。利用状況からして3歳児も乗っていただける。

2点目の3歳児の定員確保については、施設の状況や空き状況を勘案し、4・5歳児の進級することも考えて3歳児を60名とした。相楽幼稚園は4歳児からの募集も一定確保していきたいと考えるため、令和5年度は木津幼稚園で募集したい。

3点目、高の原幼稚園の4・5歳児は募集停止はしないため、転入等についても対応する。

(4) 令和5年度木津川市保育施設利用調整基準点表の改正について
(案)【資料4】【資料4-2】

〈資料4〉〈資料4-2〉に基づいて説明。

【質問・意見】

○今回の関連ではなく、基準表「9-1同居の親族等の保育が可能」が「-4」となっている。始めに教育と保育ははっきりしていないといったが、同居の親族が家にいたら保育園は駄目となっている。保育士はおじいちゃんおばあちゃんの代わりなのか。極端に言えば、免許持っている人と同居の親族が同格と言っているものである。何とかならないのか。京都府下でもこの項目は段々消えている。わざわざ2年・4年かかって、同居の親族の代わりをするために資格を取ったのではない。項目を消してしまったらどうか。

⇒本市としても、制度上保育は利用調整をしないといけないことから、以前から調整点数項目として置いている。おっしゃるとおりの部分ではあるが、一定保育の必要性の事由に当てはまるかどうかと、本市としては調整点数としてこの項目を「-4」としている。しかし、昨今の経過や刻々と変化している状況について、京都府南部8市に確認をしながら、検証を重ねながら必要であれば考えていきたい。

(5) その他

・こども家庭庁と関係3法について

	<p>〈こども家庭庁と関係3法について 資料〉に基づき説明。 ・保育所等における新型コロナウイルスによる休園等の状況 〈厚生労働省資料〉に基づき休園等状況説明。</p> <p>【質問・意見】 ○こども家庭庁の中で、未就園児の家庭での子育ての問題は、今まで課題にはなっていたがここで全国的に課題が表ざたになってきたという ことで、木津川市でも課題としていく必要がある。</p> <p>4 閉会</p>
<p>その他特記事項</p>	<p>特になし</p>
<p>署名欄</p>	<p>木津川市子ども・子育て会議 会長</p> <p style="text-align: center;">安藤 和彦</p> <hr/> <p>木津川市子ども・子育て会議 委員</p> <p style="text-align: center;">野村 朋子</p> <hr/>